

第5節 地下空間における浸水対策

豪雨や洪水により短時間で地下空間に浸水した場合には、通常の上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあることから、以下の対策を実施する。

1 豪雨及び洪水時における地下空間での危険性の事前の周知・啓発

豪雨時における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下空間の管理者及び利用者への周知・啓発を図る。また、地下空間の浸水被害の実績や浸水想定区域等の公表・周知に努める。

2 豪雨及び洪水時における地下空間管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

豪雨及び洪水時には地下空間の管理者が適切な対応をとることが必要であることから、地下空間の管理者に対する水防警報時の伝達体制を整理するよう努める。また、河川管理者は、洪水時において水防警報等を地下空間の管理者に対して直接伝達するルートについて整備する。

詳細は、「水防計画 第5章 指定河川洪水予報・水防警報及び気象等の通報（P16）」を参照

3 避難体制の確立

市長又は知事は、河川管理者からの情報に基づく避難のための立退きの指示等を、防災行政無線の活用や自治会などの協力等の方策により行うことを検討するとともに、マスメディア等を通じた情報伝達についても充実させる。

さらに、地下空間の管理者と共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施内容について検討する。

4 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者の責務

- (1) 地下街等の利用者の洪水・雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水・雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告し、公表しなければならない。
- (2) 洪水・雨水出水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。
- (3) 自衛水防組織を設置し、国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。

(水防法第15条第1項第4号に定める地下街)

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
姫路駅前地下街 (ピオレ姫路、グランフェスタ、キャッスルガーデン、中央地下通路、駅西地下連絡通路、姫路駅西地下駐輪場)	姫路市駅前町210番地	221-3505	289-0960
山陽百貨店	姫路市南町1番地	223-1523	223-1523
キャスパビル	姫路市西駅前町88番地	223-9441	223-9442
大手前地下駐車場	姫路市白銀町	288-6507	288-6507
大手前公園地下駐車場	姫路市本町68番地	281-8338	281-8333
イーグレひめじ	姫路市本町68番290	287-0210	287-0210

5 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

県及び市は、地下街の管理者が、地下空間の浸水防止施設（防水壁等）設置を推進できるよう、施設の具体的事例等の必要な情報提供に努める。